

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年4月1日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母 ^の 埼南南東方沖 大立 ^{おおたてがみ} 神灯台から真方位165° 2,500m付近 (概位 北緯32° 32.7' 東経129° 44.8')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、船尾から海水が打ち込み転覆した。 ミニボートは、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月5日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、全長2.5m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	船外機が濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：海上 うねり 波向南、波高約0.5m、海面水温 約17℃
事故の経過	本船は、操縦者が「野母埼沖の水深約50m付近の釣り場」（以下「本件釣り場」という。）で釣りを行っていたが、波が高くなってきたので帰途についた。 本船は、帰航中、船尾部から海水が打ち込んだので、船長がバケツで海水をくみ出したが、船尾方から繰り返し海水が打ち込んで滞留し、転覆した。 操縦者は、船釣りの経験は浅かったが、本件釣り場が良いとの知人のアドバイスを受け、本船の試運転を兼ねて釣りに出た。 操縦者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、船尾から繰り返し海水が打ち込んだことから、船内に海水が滞留して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船尾から繰り返し海水が打ち込んだため、船内に海水が滞留して転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、風波の影響を受けやすいので、平穏な海域で運航すること。